

広報啓発用映像ソフトを作成し、警察庁ホームページに掲載している（<http://www.npa.go.jp/safetylife/index.htm#hoan>）。

さらに、人身取引事犯の被害者の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で通報を受け、これを警察に提供して捜査等に役立てる「匿名通報ダイヤル」を平成19年10月から運用している（P59【施策番号81】参照）。

匿名通報ダイヤルホームページ



提供：警察庁

### 第3節 性犯罪被害者支援のための連携

#### 1 性犯罪被害者の置かれている状況

平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によれば、異性から無理やり性交された経験を持つ女性が6.5%であり、加害者との関係を聞いたところ、「交際相手・元交際相手」が28.2%と最も多く、次いで「配偶者・元配偶者」が19.7%、「職場・アルバイトの関係者」が13.7%であった。

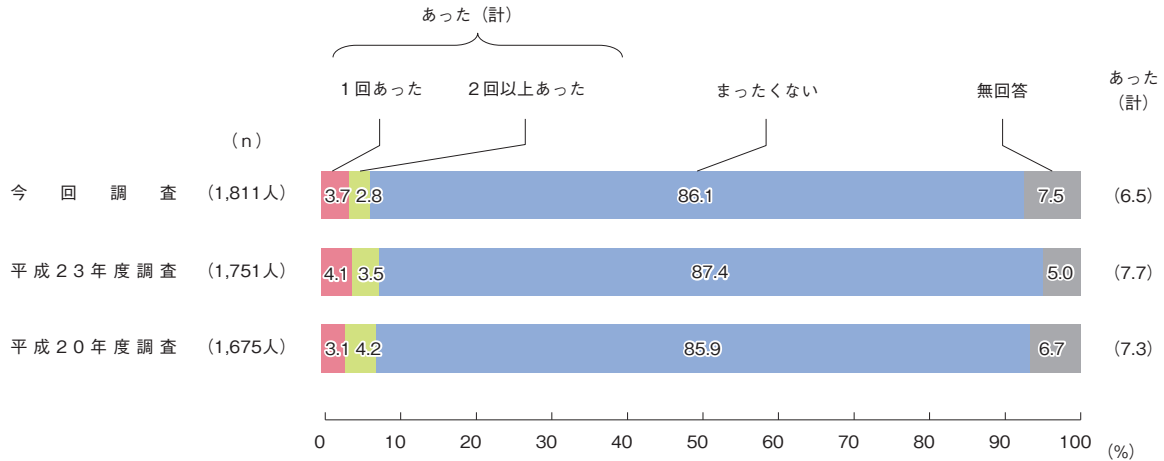
そして、被害を誰にも相談しなかったという割合は67.5%であり、相談しなかった理由を聞いたところ、最も多かったのが、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」

(38.0%)、次いで「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」(30.4%)であった。

一方、相談したとするのは31.6%であり、その相手は「友人・知人」が22.2%であり、警察に相談したのは4.3%という結果であった。

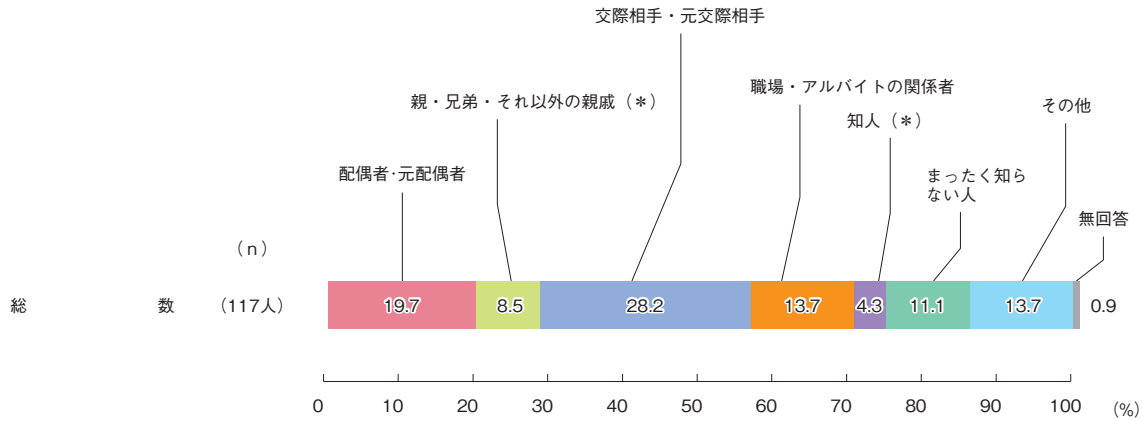
なお、我が国における性犯罪の認知件数は、警察庁の統計によれば、平成26年は強姦が1,250件、強制わいせつが7,400件となっている。

異性から無理やりに性交された経験の有無 一時系列比較



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成27年3月)

加害者との関係



\*上記の図では、下記のように一部の選択肢を合算して表記している。

親・兄弟・それ以外の親戚：「親（養親・継親も含む）」「兄弟（義理の兄弟も含む）」「上記以外の親戚」の合算

知人：「通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）」「地域活動や習い事の関係者（指導者、先輩、仲間など）」「生活していた（いる）施設の関係者（職員、先輩、仲間など）の合算

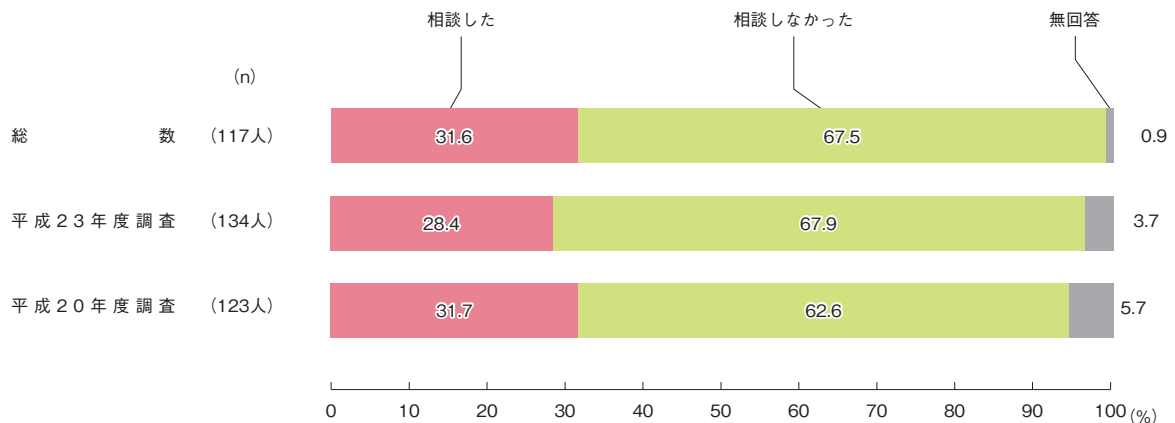
また、下記の選択肢は、表記を省略している。

配偶者・元配偶者：配偶者（事実婚や別居中を含む）・元配偶者（事実婚を解消した者も含む）

職場・アルバイトの関係者：職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手など）

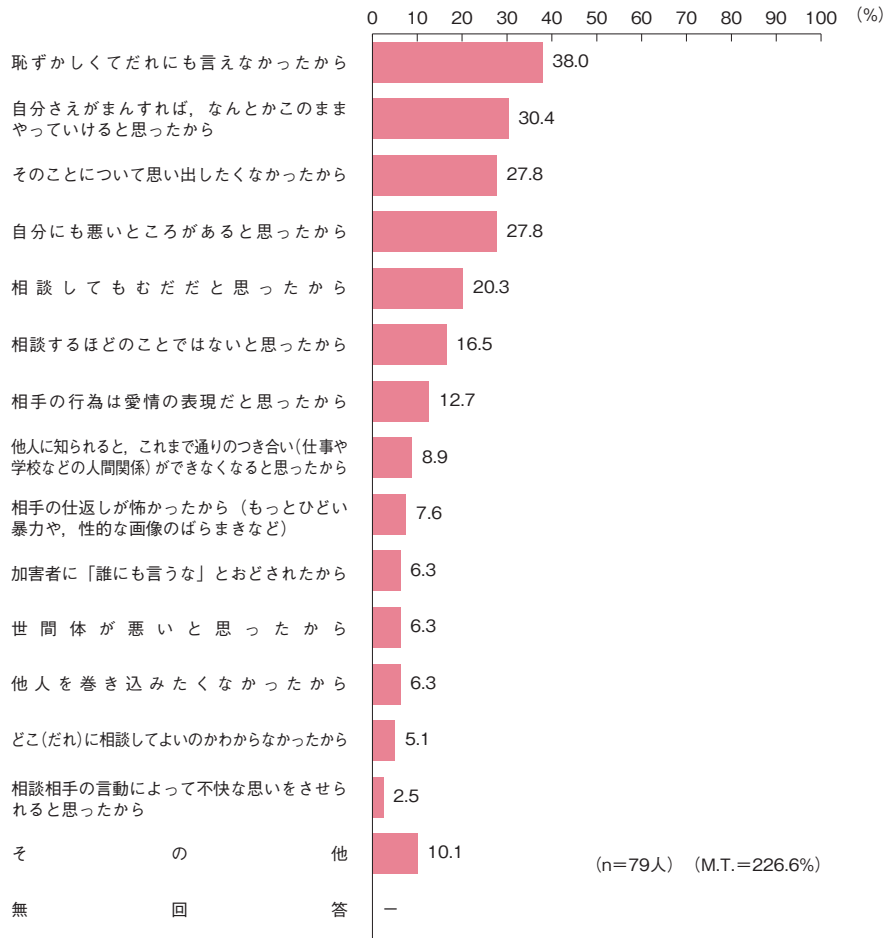
資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成27年3月)

異性から無理やりに性交された被害の相談の有無 一時系列比較



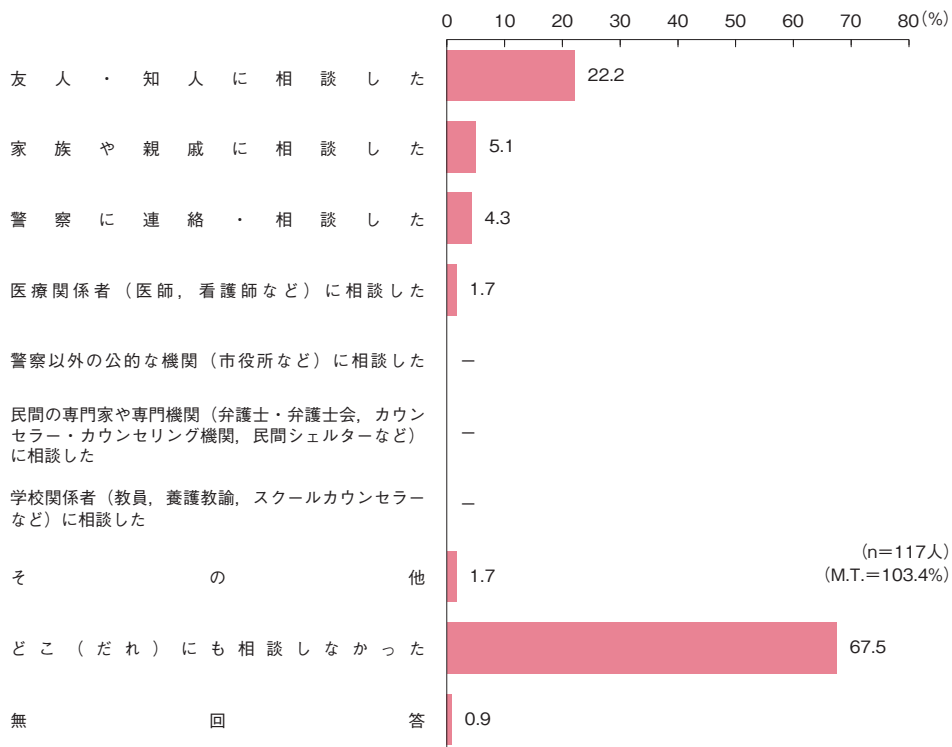
資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成27年3月)

相談しなかった理由（複数回答）



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成27年3月)

異性から無理やりに性交された被害の相談先（複数回答）



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成27年3月)

これらの調査結果からは、性犯罪被害については、被害が潜在化しがちで、誰にも相談しない、できない被害者が多いことがうかがえる。

しかしながら、性犯罪被害は、心身に大きなダメージを与えるものであり、被害後間もない時期から適切な支援を提供していくこと

が、被害者の心身の回復やその後の生活にとっても重要である。

ここでは、主に性犯罪被害者が被害後間もない時期に必要な支援を整理するとともに、性犯罪被害者支援のための連携に関する取組を紹介する。

## 2 被害後間もない時期に必要な支援

### (1) 産婦人科医療

性犯罪被害者は、身体に外傷等を受けることもあることから、被害後のできるだけ早い時期に診察と治療を受けることが重要である。また、妊娠・性感染症の検査、緊急避妊薬・性感染症治療薬等の処方も必要である（性感染症等の検査は、複数回にわたって行われるものであることから、継続的な経過観察や治療が必要となる場合もある）。

警察においては、性犯罪被害者に対し、緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。）を公費により負担することにより、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図っている（P40【施策番号17】参照）。

### (2) 警察における対応等

性犯罪被害者が加害者の検挙を希望して警察へ被害申告をする場合には、捜査の一環として被害者からの事情聴取を行ったり、被害者の身体等から証拠採取をしたりする必要があるため、被害者の心情や尊厳に配慮して、負担軽減を図りつつ適切な対応をすることが必要である。

なお、性犯罪被害者が直ちに警察に被害申告をしない場合でも、将来的に被害申告をする場合に備えて、証拠を採取しておくことが有益な場合もある。警察庁では、性犯罪被害者が警察に届け出ずに医療機関を受診した場合に、その身体等に付着した証拠資料を医師等が採取するための資機材を5都道県の医療機関に試行整備している。

### (3) 訓練を受けた相談員等による相談対応

心身ともに重大なダメージを受けている被害後間もない性犯罪被害者は、ときに、自分が必要としている支援について自ら考えることが困難な場合もある。そのような場合には、訓練を受けた相談員等が、被害者の気持ちに寄り添いつつ、支援のコーディネート（犯罪被害者が受けられる支援の選択肢を示し、そのメリット・デメリットを説明した上で、希望する支援につなぐことなど）等を行うことが求められることとなる。特に、被害後間もない時期に必要な産婦人科医療や加害者の検挙のために証拠採取を行うかどうかなどは、被害直後の被害者が、アドバイスもなしに判断することは困難な場合もあり、訓練を受けた専門の相談員による相談対応が必要な場合がある。

なお、性犯罪被害者は、身体的、精神的に極めて重い負担を強いられることや、羞恥心など様々な理由により警察への被害申告をためらう場合もある。

しかし、被害後間もない時期の性犯罪被害者は、自己の身の安全にも大きな不安を覚えることがあり、警察への被害申告は、性犯罪被害者の安全安心の確保という観点からも有益であるほか、警察による各種犯罪被害者支援制度を受けられることから、性犯罪被害者の意向を十分に尊重しつつ、被害届出のメリット等について説明することが必要である。